

一般社団法人 ナチュラルハーブ.協会
秘密保持契約書（NDA）

第1条（目的）本契約は、一般社団法人 ナチュラルハーブ.協会（以下「甲」という）が（以下「乙」という）に対し、入会に関連して開示する営業秘密に関する情報の保護に関する条件を定めるものであり、協会の継続的活動及び協会員の利益を担保することが目的です。

第2条（定義）本契約において「機密情報」とは、開示者が口頭、書面、電子媒体等の形式で受領者に開示または提供した開示者の営業秘密に関する一切の情報を指す。

第3条（機密情報の取り扱い）

- 受領者は、機密情報を秘密として保持し、第三者に開示、漏洩しないものとする。
- 受領者は、機密情報を本契約の目的以外には使用しないものとする。

第4条（例外）

以下の情報は機密情報から除外される。

- 受領者が開示者からの情報提供前に既に知っていた情報。
- 一般に公知となっている、またはなった情報。
- 受領者が第三者から適法に入手した情報。

第5条（開示の制限）受領者は、機密情報を必要とする自己の従業員や代理人にのみ開示し、これらの者に対しても秘密保持の義務を課すものとする。

第6条（義務の期間）本契約に基づく秘密保持の義務は、退会後も有効とする。

第7条（返却または破棄）契約終了時、または甲の要求により、受領者はすべての機密情報を返却し、または破棄するものとする。

第8条（準拠法および合意管轄）本契約に関する紛争については、日本国の法律を準拠法とし、広島地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第9条（その他）1. 本契約の変更や解除は、両当事者の書面による合意が必要である。2. 本契約の一部が無効または執行不能と判断された場合でも、残りの部分は有効とする。

令和 年 月 日

甲：名称 一般社団法人ナチュラルハーブ.協会
甲：住所 広島県広島市中区大手町1-1-20相生橋ビル7階A号室



乙：住所

乙：氏名